

ヘーゲル著『ドイツ国制論』草稿断片 訳と註

— ドイツ的自由と代議制度 —

早 瀬 明

【解題】

本断片の主要テーマは二つある。即ち、ひとつは、個别的自由を絶対化するドイツ人の根源的な性格が、都市の発展と共に力を得て、近世のドイツに於ける重大事件、即ち、宗教分裂、三十年戦争等の歴史的出来事を根本的に規定するに至り、その結果、ドイツに分裂的現実が齎されるに至ったという歴史的経緯の記述。もうひとつは、ドイツ人の同じ根源的性格が、古代ローマ以来の新しい国家制度乃至統治形式としての代議制度を生み出し、世界史に画期を齎したという、統治形式を原理とする（ヘーゲルに於いて最初の）世界史区分の提示。茲での歴史的視点からする代議制度の構造の分析が、『ドイツ国制論』の最終的課題である帝国改革案に基本的な視点を提供することになる。

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Japanische Übersetzung und realgeschichtliche und ideengeschichtliche Kommentare zu Hegels Fragmenten einer Kritik der Verfassung Deutschlands (Fortsetzung): In diesem Fragment gibt es zwei Hauptthemen. Erstens will Hegel hier einen Prozeß beschreiben, worin „der ursprüngliche deutsche Charakter, auf dem freyen Willen des Einzelnen zu beharren und sich der Unterwürfigkeit unter ein Allgemeines zu widersetzen“ von Grund auf immer seit dem Aufstieg des Bürgerstandes die ganze deutsche Geschichte der Neuzeit bestimmt und die politische und religiöse Zerspaltung des deutschen Staates hervorgebracht hat. Zweitens will er zum ersten Mal in der Entwicklungsgeschichte seiner Geschichtsauffassung seine Übersicht über die Weltgeschichte im Ganzen geben und ihre Dreiteilung aufgrund vom Regierungsprinzip vorschlagen, worin die Repräsentation, die jener deutsche Charakter hervorgebracht hat, die grundlegende Stelle in den europäischen Regierungssystemen einnehmen soll.

訳

KAN, WODURCH DIE FREYHEIT..

できる。そのことによって自由は…

義務の充足は、等族一般の自由意思に依存しているのみならず、個々の〔等族〕の意思にも依存していて、法律に基づく連関は非常に弱いように思われたが、逆に、心情の間の内面的な連関が支配していた。宗教が同じであったが故に、しかも、市民身分はまだ台頭しておらず全体の中へ大規模な多様性を齎すことがなかったが故に、諸侯（Fürsten）、伯爵（Grafen）や男爵（Herrn）¹⁾は、お互いに近付き合うことができ、寧ろ、お互いを一つの全体〔を成すもの〕と看做すことができ、それ故にまた、一つの全体〔を成すもの〕として行動することができた。〔当時のドイツには、〕現代の諸国家にあるような、個別的なものに対立し個別的なものから独立な国家権力は、存在していなかった。国家権力と個々の〔等族〕の権力並びに自由意思とは、同じ一つのものであった。しかし、これら個々の〔等族〕は、寧ろ、自分達と自分達の権力を一つの国家の中で成り立たしめようとする意思をもっていた〔とすべきである〕。だが、帝国〔自由〕都市の勃興によって、〔全体から〕独立するのではないにも拘らず全体に目を向けず個別的な事だけを心配する市民的感覚（der bürgerliche Sinn）が有力になり始めた時には、心情の斯様な個別化が、より普遍的でより判然とした（positiv）紐帯を要求したことであろう。そして、教養と勤勉（Industrie）²⁾の進展によってドイツが、遂に、普遍的な者に従属するか、〔普遍的な者との〕結合を完全に絶つかの決断をすべき分岐点へと押しやられた時、〈個別的な者の自由意思に固執し普遍的な者への服属に抗う根源的なドイツ的性格（der ursprüngliche deutsche Charakter）〉が勝利を収め、ドイツの運命をその古来よりの自然本性に従って規定することになった。〔即ち、〕時間の経過の中で大量の〔独立した〕国家が形作られ、商業（Handel）及び〔手〕工業（Gewerbe）³⁾〔から〕の富による支配が形作られたが、〔一方で、〕ドイツ的性格のもつ不羈の性（Unbändigkeit）は、独立した国家の形成を直接に促進することができなかつたし、〔他方で、〕貴族のもつ古来よりの自由な力は、成立してきた民衆〔市民〕に抵抗することができなかつた。殊に、名声と政治的意義を獲得しつつあった市民精神（Bürgergeist）は、一種の内的並びに外的な正当化を必要としていた。〔そこで、〕ドイツ的性格は、人間のもつ最も内面的なもの、宗教と良心とに専念して⁴⁾、そこから〔市民の〕個別化（Vereinzellung）の強化を図った。外面が諸々の国家として分裂したこと（Trennung）は、そうしたこと〔個別化の内面的強化〕からの帰結の一つとして、現象したに過ぎない⁵⁾。

ドイツ国民の根源的で全く不羈なる性格は、ドイツ国民の運命を貫く鉄の必然性を規定した。この必然性が許す領域の内部で、政治、宗教、困窮、徳、暴力、理性、狡知⁶⁾、つまり、人類を動かす全ての威力が、自分達に許されている広い戦場で、自分達の暴力的で、見かけ上では無秩序に見える活動を弄ぶ。いずれの威力も、絶対的に自由で且つ独立した威力として振る舞うが、

自分達が全て、如何なる自由や独立をも嘲笑う高次の諸威力 (höhere Mächte), 原初的な必然性 (das uranfängliche Schicksal), 全てを打ち負かす時 (die alles besiegende Zeit) の手中にある道具である [に過ぎない] ことを意識しない。困窮, この暴力的存在ですらも, ドイツの性格とその運命を制圧することがなかった。寧ろ, 諸々の宗教戦争, 特に三十年戦争の悲惨が, ドイツの性格の運命を, より広いもの且つより強いものへと発展させた。そして, それらの戦争の結果は, 分裂と個別化がより大きくなり且つより強固になったことである。

宗教は, 自分自身が分割されたことによって自分を国家から分離する替わりに, 寧ろこの分割を国家の中へ持ち込んで, 国家を廃棄する上で最大の貢献をなした⁷⁾。そして, 国制と称されるものの中へ自分を組み入れて, 自らが国法の制約条件となった。

ドイツを構成する特殊な諸国家の中では既に, 市民法ですらも [いずれか一方の] 宗教に結び付いている。こうした不寛容に (両方の) 宗教は等しく加担しており, いずれの宗教にも他方の宗教を非難できる謂われがない。[それ故に,] オーストリアの領邦君主もブランデンブルクの領邦君主も, 不寛容が法⁸⁾に則ったものである⁹⁾にも拘らず, 宗教的な意味での良心の自由が法の野蛮よりも高次のものである, と看做した。

宗教の分裂による [国家の] 攪乱はドイツに於いて格別に強烈であった。何故なら, ドイツ程に国家の紐帯 (Staatsband) が弛緩した国は他になかったからである。それ故, [国家の中で] 優勢な宗教は, [その宗教から] 分離しようとする者たちに対して, 憤激を覚えざるを得なかった。しかも, — 他の諸国家では [人間の] 結合の多くが尚も堅固なままであり続けたのに対して — [ドイツでは] 宗教によって人間の内面的な紐帯が引き裂かれただけでなく, 宗教によって謂わば [人間の] 唯一の紐帯 [国家] も引き裂かれる寸前 (fast) だったのであるから, その憤激は益々もって激しいものとならざるを得なかった。宗教に拠る共同体 (Gemeinschaft)こそが奥深い共同体であるのに対して, 物質的欲求や所有や営利に拠る共同体は低次の共同体であり, また, 分離への要求自体が, 既存の合一が持続して欲しいという要求に比して不自然なものであるが故に, カトリック教会 (die Katholische Kirche)¹⁰⁾の方が必死の様相を呈した。何故なら, カトリック教会の要求は一般的に [人間の] 結合に, しかもこの結合の中でも最も神聖なものに向けられていたからである¹¹⁾。そして, [カトリック教会は,] 精々が [神の] 慈悲と寛大に耳を傾ける程度で, プロテスタント教会 (Protestantismus) の主張する権利即ち分離の固定化に頑として耳を貸そうとしなかった¹²⁾。两部分 [両教会] は遂に, 互いを [別々の] 国民として (bürgerlich) 排除し合うということで一致した。そして, こうした [相互] 排除を, あらゆる法的パダンティズムで取り囲み固定するに至った。カトリックの国々ではプロテスタントの市民権が否認され, プロテスタントの国々ではカトリックの市民権が否認される, という点で [両者に於ける] 現象は同じである。しかし, 根拠は異なる。即ち, [それまで] カトリックは抑圧者の立場にあり, プロテスタントは被抑圧者の立場にあった。カトリックは, プロテスタントが犯罪者であるとして, プロテスタントの仲間内で自由な礼拝を行なうことを許さなかった。[それに対して,] プロテスタント教会が優勢な場所では, プロテスタントにとって, そうされる根拠

も、抑圧される不安も無くなる。プロテスタントによる〔宗教的〕不寛容の根拠は、カトリックによる憎悪と不寛容とに対する報復の権利——それは、余りに非キリスト教的な動機であっただろう——であるか、それとも、自らの信仰と真理との力に対する不信、カトリックの行なう礼拝のもつ壮麗さやカトリックの信奉者の熱意によって容易に〔カトリックの信仰へ〕誘惑されてしまうのではないかという恐れその他であるか、そのいずれかであった。特に前世紀には、プロテスタントの信仰が騙し討ちや不意打ちを食らうのではないかという永続的恐怖、〔即ち、〕自らの無力に対するシオンの番人¹³⁾に於けるが如き〔狂信的〕(zionswächterlich)信仰と敵の謀略に対する恐怖、が支配的であった。そして、この永続的恐怖が、神の〔手にある bei〕恩寵を言語道断の安全策即ち〔人間の〕法の堡壘を築いて守ろうとする¹⁴⁾誘因となった。

斯様な法〔との〕関係は、反対側の党派〔カトリック〕に属する個人によってそれが〔法を超えた〕恩寵の事柄であると諫められた時に、〔逆に〕最大の憤激を以て主張されたのである。即ち、確かに、恩寵は一面では法に劣る。何故なら、法は確定しており、何が法的であるかは、〔対立する〕両方の側にとって〔既に〕勝手にはできないものとなっており、従って、法〔の立場〕から見れば、恩寵こそは恣意であるに過ぎないからである。然し、このようにして純然たる単なる法に固執することで、恩寵のもつ高次の意味も曖昧にされてしまい、その結果、〔対立する〕いずれの側も、長きに互って、法〔の立場〕を超え出ることが無く、恩寵を法に優先させることも無かった。フリードリッヒ二世とヨーゼフ〔二世〕が行なったこと¹⁵⁾、即ち、前者がカトリックに対して行ない後者がプロテスタントに対して行なったことは、恩寵ではあっても、プラハ講和条約¹⁶⁾並びにヴェストファーレン講和条約の〔定めた〕権利=法¹⁷⁾に反するものであった。〔それでも、〕その恩寵は、〈良心の自由〉並びに〈信仰からの市民的権利の独立〉という一層高次の自然的権利 (höhere natürliche Rechte) には合致している。然し、斯様な高次の権利は、〔アウグスブルク〕宗教和議やヴェストファーレン講和条約の中で、承認されていないのみならず、排除されているのであり、高次の権利の排除は、プロテスタントによってもカトリックによっても、極めて厳粛に保障されているのである。斯様な〔排除の〕立場から、〔排除を〕保障された〔高次の〕権利が誇りとされることはなく、寧ろ、〔高次の権利の立場からは〕見下されている恩寵こそが限りなく高次のものとされる。

宗教は、ドイツの個々の部分が全体に対して如何なる関係をもつかを規定する、〔法〕よりも一層重要な根拠である。宗教は、恐らく、国家結合 (Staatsverbindung) を寸断し且つこの寸断を合法化する上で、最大の貢献をなした。宗教が分裂していた諸時代は未熟 (ungeschickt) すぎて、教会を国家から切り離し且つ信仰を〔国家から〕切り離しても国家を維持するということができなかった¹⁸⁾。即ち、〔プロテスタントの〕諸侯は、帝国の支配権から自分達を引き離すためには、臣下の良心以上に優れた盟友を見出すことができなかった¹⁹⁾。

そうしたことを通じて次第に作られてきた帝国法のおかげで、各々の領邦、各々の帝国都市の宗教は、法的に定められている。即ち、或るものは純粹にカトリックのものであり、他のものは純粹にプロテスタントのもの (evangelisch) であり、第三のものは同権的 (paritätisch) なもの

であると宣言されている。〔然し、〕もし或る領邦がヴェストファーレン講和条約に違反して一方の純粹〔な立場〕から別の同権的〔な立場〕へ移るか或は同権的〔な立場〕から純粹〔な立場〕へ移るとしたら、どうなるのであろうか？

同様に、帝国議會、〔帝国〕最高法院、帝国宮内法院、個別の官庁並びに官職等々〔について〕の投票権をもつ宗教は、固定されている。このように宗教に従って規定された国家状態の中でも最も重要なものは、極めて有名な *itio in partes*〔教派別分離議決方式〕、即ち、一方乃至他方の教派が、〔帝国議會全体での〕多数票に従わない権利〔をもつこと〕である。もしもこの権利が宗教問題に制限されていれば、この権利の正当性と必然性は自ずから理解される〔であろう〕。その分離は、直接には、国家にとって無害であろう。何故なら、その分離は、根本的に国家には全く関係の無い問題にのみ関わりがあるからである。然しながら、*itio in partes*の所為で、多数派からの少数派の分離が、宗教とは全然関係の無い国家事案のいずれにあっても、正当化されてしまっている。宣戦や講和、帝国軍の招集、税金〔の徴収〕について、詰り、それ以前の時代〔の人々〕が全体の〔中での〕影の部分として残しておいた僅かの部分全てについて、多数票は法的な決定力をもたず、却って、宗教的党派を形成している少数派が、仮令政治的駆け引き (Politik) の効力を発揮しなくても、〔合法的に〕国家の活動を妨害し得る。もし、何人か〔の学者〕が行なっているように、十年来作成されてきた種々のフランス憲法の中の幾つかで神聖視された抵抗権〔反乱権〕 (Insurrektionsrecht) とこの権利とを同列に置くとすれば、それは行き過ぎである。何故なら、ドイツは、既に解体した国家 (ein schon aufgelöster Staat) と看做されなければならず、全体での多数〔票〕に従わない諸部分は、自分の中で存立する独立の諸国家と看做されなければならないとしても、〔*itio in partes*に基づく〕これら諸国家の〔全体からの〕分離から、全ての社会的結合の解体が不可避的に帰結する訳ではないし、必ずしも内戦が不可避的に帰結する訳ではないからである。

然し、宗教は国家を完全に寸断してしまったが、反面で、国家が拠って立つべき幾つかの原則への予感を不可思議な仕方でも与えもした。宗教の分裂が人間を最も内的な本質において引き裂いたにも拘らず、それでもなお何らかの結合が残っていると看做されたのであるから、その結合は戦争遂行等の外的な事柄について結合することでなければならない²⁰⁾。そうした〔外的な〕結合こそが、現代の諸国家の原理である。とは云え、国法の最も重要な諸部分が宗教分裂の中に織り込まれたこと、まさにこのことによって、二つの宗教が国家の中に織り込まれたことになる。また、全ての政治的権利が二つ或は本来的には三つの宗教に依存するとされたことによって、〈教会に対して国家が独立である〉〔即ち〕〈宗教の差異にも拘らず国家が一つであり得る〉という原則に背いたことになる。然し、実は、異なる宗教が存在しているのにドイツが一つの国家と看做されていることによって²¹⁾、その原則は承認されているのである。

同じく宗教によって惹き起こされ、国家の可能性に一層密接に関係するもう一つの分離は、もっと重要である。即ち、元々、〔帝国議會での〕普遍的な審議や決議に際しての投票権は、領邦君主が完全な人格であることに基づいていた。領邦君主は、人格という形で現れた時にのみ投

票権をもった。別々でしかも離れている諸邦〔をもつ〕領邦君主も〔ひとつの人格である限りで〕一つの投票権をもつに過ぎなかった。領邦君主の人格と其の領邦とが、〈人格としてあること〉と〈領邦の代表者であるという属性〉とが、分離して現れることは無かった。〔ところが、〕宗教の分裂によって、この分離が登場してきた。もし領邦君主とその領邦〔の住民〕とが宗教を異にし、しかも、帝国基本法によって一つの投票権がとにかく〔どれか〕一つの教派に与えられるべきであるとされた場合に、投票権はどちらの側にあるとされるべきであったのか²²⁾。国家権力である限り領邦君主は決して両方の中のいずれの側にもあるべきでなかったが、時代はそこまで成長していなかった。また、〔帝国基本法が制定された〕当初は、そうした点まで反省が及んでいなかった。〔1608年以來〕プロテスタント〔同盟〕に属していたプファルツ＝ノイブルクの領邦君主²³⁾は17世紀にカトリックへ改宗したが²⁴⁾、その投票権は、帝国議会でも両帝国裁判所でも、カトリックに属するものとされた。それに対して、同じ17世紀に〔カトリックへ〕改宗したザクセン選帝侯²⁵⁾の投票権は、プロテスタントに属したままであったし、もっと後の時代に〔カトリックへ〕改宗したヘッセン〔＝カッセル〕やヴェルテンベルクの領邦君主²⁶⁾の場合も同様であった。以前から既に、統治すべき土地(Land)と人民を有する領邦君主にのみ、帝国議会に於ける議席と投票権は帰属しており、従って、帝国議会に於ける等族という概念〔資格〕と領邦(Land)とは不可分と思われていたが、〔特殊的な〕領邦の内部で、領邦君主の人格とその臣民との間の斯様な区別が領邦等族によって既に制定されていたので、普遍的なドイツ国家(der allgemeine deutsche Staat)についても、〈領邦君主が人格として在ること〉と〈その領邦君主が領邦の代表であること〉との斯様な区別が、その分だけ²⁷⁾明白且つ容易なものとなった。〔領邦議会を構成している〕領邦等族のいなかったプファルツは、〔領邦議会の〕抵抗も無いままに、カトリックの側に移動した²⁸⁾。そして、宗教的訴願を巡るプファルツの人々とカトリックに属する彼等の領邦君主との争いは、ごく最近まで続いた。それに対して、ヘッセン及びヴェルテンベルクでは、分離は領邦等族によって既に合法とされており、領邦の宗教も、ドイツ帝国への関係から見て妥当なものとしてされ、領邦君主の人格に優先するものとされていたのであり、従って、領邦君主は帝国議会に、個人としてではなく〔領邦の〕代表として出席することになる。宗教の惹き起こした、〔人格と代表の〕区別への着目が、今度は、他の〔種類の〕区別へ拡張されていった。即ち、一人の領邦君主の〔統治〕下に入った複数の領邦は、〔各々の〕特殊的投票権をその領邦君主に於いても維持することになった。また、この〔区別が拡張されたという〕点で、以前には複数の領邦君主領(Fürstenthum)の統治者(Regent)と云えども一つの投票権しかもたず、一つの領邦君主領が複数の領邦君主に分与された場合にも、各々の領邦君主は一つの投票権をもったのに対して、〔拡張以後は〕もはや個人の統一がではなく、従って、人格がではなく、代表者であるという個人の属性が原理とされるに至っている。

然し、健康な身体にとっての栄養も、病気の身体によって摂取されると病気を更に悪化させる虞があるのと同様に、〈領邦が〔領邦君主に〕投票権の効力と権利を与える〉という真実にして真正の原理は、ドイツ帝国の〔分裂的〕状態の中に持ち込まれたことで、却って益々ドイツ帝国

の解体に寄与することとなった。時代の経過の中で、習俗や宗教の変化、特に富に基づく等族間関係での変化が、性格や普遍的関心により成立する内的連関に分離を惹き起こしていたが故に、住民が一つの国民 (Volk) であることを止め群衆 (Menge) となったドイツを一つの国家へ結合するために、外的な法的紐帯 (äussere rechtliche Bande) が必要となった²⁹⁾。〔国家〕統合の〔ための〕そうした〔外的・法的〕関係に関する理論の一つ³⁰⁾が、ドイツの国法の一部を成している。また、もし封臣の中で個々人が過剰に力をもたないか或はもちえないかのいずれかであったなら、古いレーン制 (Lehensverfassung) は — 近年に顛覆 (Umsturz) を経験しなかったヨーロッパ諸国家が組織された際にその全てが多かれ少なかれ準拠した — 現代様式 (moderne Art) の国家³¹⁾へ移行できた。確かに、弱小封臣の群と云えども、国家に対抗する堅固な団体へと組織されること — ポーランドで見られたように³²⁾ — によって権力となり得るし、また、〔神聖〕ローマ皇帝を包む栄光だけでは、そうした団体に対抗するに十分なだけの権力を国家に賦与することができないであろう。然し、仮令ドイツでは多数の議決に少数が従わないとしても、*initio in partes* の中で根拠付けられているこの権利にもやはり一定の制限があつて、個別の〔領邦君主の〕票ではなく教派 (ReligionsParthei) のみが、〔帝国議会〕全体の活動を麻痺させることが出来たのである。更に、仮令個々の等族一人一人は自分が多数に従うものではないと信じているとしても — 例えばプロイセンは、〔帝国〕最高法院税 (Kammerzieler) の引き上げを拒絶した際に³³⁾、凡そ租税問題で多数の議決が拘束力をもつか否かは未決着であるという原則を押し立てた — また、いずれの等族も単独で講和条約や中立条約 (NeutralitätsVerträge) を締結する〔ことが出来る〕としても、斯様な権利や事情は全て後世のもの (später) である³⁴⁾。もし皇帝が自分の家の領地のお蔭で十分な国家権力をもち、個々の封臣も過度に強大な権力をもつまでに膨張することがなれば、ドイツのレーン制が国家を支え (erhalten) 得るであろうことは、考えることができた。ドイツが国家である可能性を断ち切ったものは、レーン制の原理ではない。個々の〔帝国〕等族の不均衡な巨大化が、レーン制の原理そのものとドイツが国家として存続する〔可能性〕とを壊滅させたのである。それら個別的国家〔領邦〕の権力が、ドイツで国家権力が興ることを許さなかったのであり、それら個別的国家が巨大化した結果、ドイツの国家権力はますます不可能なものになった。ドイツ人の本性の中にあつて自立性に固執する頑固な本質が、国家権力を樹立し社会を一つの国家へ結合するのに役立つであろう全ての事を、全く形式的なものの³⁵⁾に変えてしまい、更に、この形式性にも頑固に固執したのである。形式性に固執する斯様な頑固さは、〈かの形式的な本質を貫徹することによって排除されてしまう結合〔統合〕〉が実在性をもつことに対する抵抗以外のなにものでもないとして理解されるべきである。即ち、形式が変更し難いが故に事柄は変更し難いと公言されているのである。ローマ共和政の無政府状態に終止符を打ち〔瓦解した〕王国 (Reich) を糾合して再び国家たらしめたローマ皇帝達が、共和政の外的諸形式の全てを、損うことなく維持したのに対して、ドイツでは — 事柄そのもの、国家が消滅してしまっているにも拘らず、即ち、国家が確かに公然たる無政府状態に陥っているのではないとしても多数の別々の諸国家に解体してしまっているにも拘らず — ドイツの国家結合

(Staats=Verband) の目印すべてが、何世紀にも互って〔糾合とは〕反対の目的のために、忠実に保存されている。今日でも猶、新しく選ばれた皇帝は、戴冠式に際して、カール大帝の王冠、王笏、宝珠 (Apfel)³⁶⁾、更に靴、上着 (Rock)³⁷⁾ を身に纏うのであってみれば、カール大帝以来千年が経過したにも拘らず、国制は全く如何なる変化をも蒙らなかったように思われる。近頃の皇帝と云えども、カール大帝〔の王冠だけでなく大帝〕自身の着衣をすら纏っているがために、カール大帝と瓜二つの皇帝としてその姿が示される。ブランデンブルク辺境伯は今日では 20 万の兵士を保有しているとは云え、ドイツ帝国に対する伯の関係は、2 千名の常備正規兵すら保有していなかった当時³⁸⁾ と比較して、変化していないように思われる。何故なら、ブランデンブルク辺境伯からの使者が、戴冠式〔での饗宴〕に際して、今でも嘗てと同様に皇帝に雄山羊を捧げているからである。全く外面的な形式、儀式に対するドイツ人の斯様な迷信は、他の諸国民にとっては滑稽なものであるが、ドイツ人自身もそれが迷信であることをよく分かっている。その迷信は、束縛を受け付けない強情さで我儘な独立性に固執するドイツ人の根源的本性の現れなのである。ドイツ人は、〔その本性によって、〕このような〔外面的な〕形式が維持されることの中に自らの国制が維持されている様を見届けようと自らに強いている。〔それ故に、〕公示 (Manifeste) や官文書 (Staatsschriften) は〔昔と〕同じ言葉遣いをしている。

外国勢力からドイツが蒙った喪失については、上で論じた。然し、考慮に入れるべきは、もし外国君主がドイツ帝国の領土の所有者となり従ってドイツ帝国の構成員になったとすれば、そのことは国家としてのドイツにとって一層大きな喪失となるということである。そのような家門 (Haus) の肥大化はいずれの場合も、ドイツの国制にとっては、〔外国勢力から蒙る〕以上の喪失となる。ドイツの国制が維持されてきたのは、皇帝の家門と称し得るオーストリアの家門が、〔ドイツの〕完全な解体に幾らかでも抵抗し得るだけの強さをドイツ帝国から賦与されていたからではなく、完全な解体に抵抗し得ているのは、偏に、その家門の〔オーストリア〕以外の領土³⁹⁾ のもつ力がそうさせているからである。当然、幾つかのドイツ領邦が相続により合法的な仕方ですべての家門に統合されてしまうことを阻止するための如何なる保障をも、ドイツの国制は有していない。反対に、国家権力が悉く私有財産という法形式の中で取り扱われるが故に、〈普通は政治に於て家族や私人の権利よりも重要なそうした〔領邦同士の〕統合〉に対する〔政治的〕反対など問題とはなり得ない。ナポリ〔とシシリー〕はスペイン〔・ハプスブルク家及びブルボン家〕から分離されたが、これ〔ナポリ〕に対するこの家族 (Familie)〔オーストリア・ハプスブルク家〕の権利は承認されたし、それと同様にトスカナも、〔ナポリ〔やシシリー〕とは〕別に、皇帝の家門〔ハプスブルク＝ロートリンゲン家〕によって維持された⁴⁰⁾。

古代ローマ帝国が北方の蛮族によって破壊されたように、ローマ＝ドイツ帝国 (das römisch-deutsche Reich) を破壊する原理も北方から来た。デンマーク、スウェーデン、イングランド、そして、就中プロイセンは、外国勢力であるが、それらのもつ帝国等族としての資格が、そうした外国勢力に、ドイツ帝国とは別の利害関係をもたせると同時に、ドイツ帝国〔固有の〕問題での国制に関わる影響力をもたせる。

こうした点では、デンマークは、三十年戦争の最初の数年間に単に一時的で短期的に過ぎない役割を果たしたに過ぎない。

総じて云えば、ヴェストファーレン講和条約が、当時「ドイツ的自由 (deutsche Freiheit)」と称されていた⁴¹⁾ 原理、即ち、帝国を独立の諸国家へ解体させる原理を、定着させた。その条約は、そうした独立の国家の数を、即ち、全体が部分に対して優位を獲得する唯一残存する可能性を、減らした、即ち、多数の独立国家をより強大な諸国家へと合併させることによって〔帝国内の〕分離を強めた⁴²⁾。また、その条約は、外国勢力に帝国の領土を割譲したり外国勢力を国制の保証者としたりすることにより、外国勢力に対して、帝国内の問題に合法的に介入することを許した。いつの時代にあっても、一つの国家の内部で争いが生じている時に一方の党派が外国勢力に助力を求めるといふ策を講じることは、最大の敵対行為と看做されてきたし、また、もし国家が解体してもまだ刑罰が問題になり得る場合には、最大の犯罪行為と看做されてきた。内戦により一つの国家がその内蔵をどれ程にずたずたに引き裂かれた時にも、このあらゆる禍の中でも最も怖ろしい禍の時にも、なおも共に一つの国家を作り上げるべきだという原理が、敵対する党派間での他の如何なる憎悪よりも激しい憎悪の中で、支配する。そして、仮令この結合が圧政 (Tirannei) によって実現されるとしても、人間の中で最も神聖なもの (das heiligste der Menschen) 即ち、結合への要求は、残るのである。しかしながら、外国勢力に助力を求めようとする党派は、この〔共に一つの国家を作り上げるべきだという〕原理を放棄している。その時、彼等はその行動によって国家結合 (Staatsverbindung) を放棄していることになる。仮令彼等の承知の上の且つ真実の意図が、自力では阻止し得ない抑圧に対する保護を外国勢力の助力に求めようとするに他ならないとしても。

三十年戦争に於ては、〔先ず、〕ドイツの守護神にならうとするデンマークの企図が失敗し⁴³⁾、フェルディナント〔二世〕の軍勢を前にして、抵抗も反論も無いまま、ドイツの国法と称されるもののみならず⁴⁴⁾、あらゆる法律までもが、全く沈黙してしまった。その後で、気高いグスタフ・アドルフが粗間違いなく〔皇帝に対する〕ドイツ等族の反感を背負って登場したが⁴⁵⁾、戦場での彼の英雄的な死は、ドイツに於ける〔領邦〕国家の自由と〔宗教的〕良心の自由 (deutsche Staats- und Gewissensfreiheit) との救世主となるという彼の役割⁴⁶⁾の完遂を許さなかった。グスタフは、彼のこうした意図を前以て宣言した上で⁴⁷⁾、ドイツの領邦君主達と、普遍的な国民的問題に関する極めて明確な諸条約を締結し⁴⁸⁾、自由で高貴な宏量から領邦君主たちの先頭に立って⁴⁹⁾ 抑圧者の軍勢を打ち破り、そうした軍勢の重荷から、そして、宗教的権利を奪い取られたことが齎すより一層大きな重荷から諸領邦を解放した。彼の軍営は一種の教会であった。彼と彼の軍勢は、熱烈な宗教歌を大声で歌いながら戦場へ向かった。宗教〔の自由〕の復旧のために、また、ドイツの領邦君主から奪い取られた諸権利の復旧のために、彼の手腕は数々の勝利を取めたが、彼の再征服した世襲諸国家⁵⁰⁾ がプファルツ伯に返還されるには至らず、それら以外の諸領邦も彼の支配の中に留め置かれることになった。彼の考えていた他の諸計画は、彼の死の故に、彼がそれらの計画を実行に移すことはなかったが、戦争の成り行きのお蔭で、彼の宰相⁵¹⁾ が辛

うじて或る程度までは成し遂げた。即ち、この外国勢力〔スウェーデン〕は、〔ヴェストファーレン〕講和条約で、フォアポンメルン、ヒンターポンメルンの一部、ブレーメン大司教区、フェルデン司教区、〔ハンザ同盟〕都市ヴィスマールを獲得したが、これらは、理論〔帝国法〕上ではドイツ帝国に依拠したままであっても、実際上ではドイツ帝国及びその利害から切り離されており、従って、スウェーデンは、権力としての政治的影響力しかも法的保証者⁵²⁾としての政治的影響力に加えて、帝国自身の構成員としての恒常的法的影響力をも手に入れたのである⁵³⁾。人間は誠に愚かなことに、利己心を棄て良心の自由や政治的な自由を救わんとする理想的な光景を目の当たりにして、熱い感激で内面を満たされ、権力の中に潜む真理（die Wahrheit, die in der Macht liegt）を看過してしまうのであり、正義を実現せんとする人間業や〔人間の〕虚構した夢想が自然や真理の高次の正義（die höhere Gerechtigkeit der Natur und der Wahrheit）に脅かされることはない（sicher）と信じてしまう。しかし、この高次の正義は、〔人間の〕苦境を利用し、〔人間に〕如何なる確信、理論、内的情熱があろうとも人間を強制して自分の支配の下に置くのである。弱体な国家がその国内問題への関与を許した外国勢力が、その国家の中で〔領土を〕所有するに至る、というこの〔高次の〕正義は、ヴェストファーレン講和条約の中でプロイセン公国後の王国⁵⁴⁾についても現れ出た⁵⁵⁾。即ち、プロイセン公国は、マクデブルク大司教区、ハルバーシュタット司教区、カミン司教区、そして、ミンデン司教区を獲得したのである。仮にブランデンブルク家⁵⁶⁾ — 今度〔ヴェストファーレン講和条約に於て〕ポンメルンその他の公爵位に就くに至った家⁵⁷⁾ — が、〔プロイセンとの同君連合によって〕同時に外国勢力でもある、などということはない〔全くの国内勢力である〕としても、ドイツの〔帝国〕等族の数が減少すること、それらが融合して — 全くの国内勢力であれ — ひとつの勢力となることは、普遍的な者の勢力が減少する結果を招くことになろう。何故なら、それ以前は小さかった諸部分が、今や、全体の権力に対抗し得る権力を作り上げることになるからである⁵⁸⁾。

スウェーデンは、〔大北方戦争⁵⁹⁾に於ける〕カール十二世の戦死⁶⁰⁾後にハノーファー、プロイセン、デンマークそしてロシアとの間で締結を迫られた諸条約⁶¹⁾によって、その勇敢なる王〔カール十二世〕がヨーロッパ列強の間で奪い取った彗星の如き地位とドイツに於けるその権力とを失った。しかし、ドイツの国家権力は、そのことによって得るところが何も無かった。と云うのも、その時既に、ドイツの国家権力に不従順なもう一つの中心点⁶²⁾が益々強大化しつつあったからである。スウェーデンがドイツで失った諸領土は、直接にドイツ帝国が領有して、帝国金庫向けの資金として活用したのでもなければ、〔帝国〕固有の領邦君主たちが領有したのでもなく、既に同朋等族（Mitstände）であったが今や国家統一に脅威を与える地位に就いていた領邦君主たち⁶³⁾が領有したのである。

全土が遍く戦争で満ちていたにも拘らず泰平の世であるとドイツ帝国が嘯いていたその時に、今やイングランドと同じ君主を戴くに至ったハノーファー⁶⁴⁾が、相応の役割を果たしはしたが、それ以上の成果を上げずに終わった。〔ハノーファーは、〕ドイツの利害が直接に繋がるような原理を何も主張することができなかつた。即ち、政治的自由を擁護することも良心の自由を擁護す

ることもできなかった。また、それ以後も、スウェーデンそして後にはプロイセンが主張したような、ドイツに於いて影響力のある地位に昇ることなど全く無かった。イングランドの国制⁶⁵⁾と余りにも〔ドイツから〕懸け離れた〔イングランドの〕利害との故に、ハノーファーと、〔ハノーファーの〕ドイツへの関係や〔ドイツへの〕イングランドの政治的関係とを融合させる(amalgamieren)ことができなかった⁶⁶⁾。最初にイングランドの王座に昇ったブラウンシュヴァイク〔ハノーファー〕家⁶⁷⁾の領邦君主には、ドイツとの関係に対する自然的な愛着に基づいて、まだそれができた。イングランドの利害とブラウンシュヴァイク〔＝リューネベルク〕選帝侯の利害との分離が最も明白になったのは、七年戦争に於いて、フランスが、〔イングランドの植民地の〕アメリカとインドをハノーファーで制服する計画を大いに自慢していたにも拘らず、ハノーファーが荒廃してもイングランド国民に与える損害の如何に小さいかを結果によって思い知らされた時のことである⁶⁸⁾。こうした分離にあっても、従って、ドイツに大した影響を及ぼし得なくても、イングランドの君主は、ドイツの帝国等族の地位に留まったのである。

〔七年戦争と〕同じ〔オーストリアとの間の〕戦争で⁶⁹⁾ドイツはシュレージエンを〔公式に〕失った訳ではない。然るに、ドイツ国家の統一とは最も相容れない強さを誇る権力〔プロイセン〕は、その戦争によって強大化し、更に、このシュレージエン攻略が原因で後に発生した七年戦争の中で、強大化の途を貫き通した。この戦争にあって、確かに、ドイツ帝国はその同朋等族の中のひとつ〔プロイセン〕に対して宣戦布告を行なったが、然し、その等族は帝国に対して、その戦争を〔正式なもの〕と承認する栄誉を与えなかった⁷⁰⁾。確かに、現実には戦争を行なっている相手の国家が承認されないということは起る。然し、戦争がその国家と行われていることによって、事実上、その国家は承認されている。そして、講和条約がその国家と締結されれば、その国家は完全に承認されることになる。然し乍ら、ドイツ帝国に対しては、その敵から、その敵と戦争が行なわれたという栄誉でさえ与えられなかった。即ち、ドイツ帝国の戦争は、敵によっては承認されなかった。と云うのも、ドイツ帝国とは如何なる講和条約も締結されなかったからである⁷¹⁾。

この戦争は、それがドイツの〔帝国〕等族同士の内戦であるという性格を、それ以前の諸々の戦争と共通にもっていた。等族の一部は、帝国議会議決に従って、その軍隊を帝国執行軍(Reichsexekutionsheer)に合流させたが、反対に、別の部分には、ドイツ帝国に対するこの〔帝国議会議決に従うという〕関係を全く無視し、主権的な(souverän)等族としてプロイセンと連合した⁷²⁾。最早如何なる普遍的利害も価値をもたなかった。〔確かに、〕オーストリアに対してプロテスタント達が古くから懐いてきた嫉妬心が、宗教にも、〔戦争で〕一役果たさせた。そのことの所為で、カトリックの宗教に対して皇后(Kaiserin)⁷³⁾の懐いていた周知の執念——この執念は彼女の普段は母性的な心情を〔政治的〕策謀の渦中に晒すことになり、その結果、彼女〔を君主とするする〕諸〔領邦〕国家に於いてプロテスタント達が弾圧されることになった⁷⁴⁾——が更に燃え上がることにもなり、更には、教皇がオーストリア軍の総司令官⁷⁵⁾の軍刀に聖別を施す等という別の事態を生じさせることにもなった。然し、敵愾心の中で、こうした〔宗教的〕側

面に由来する部分は、両派に於いて、表向きの精神（öffentlicher Geist）として存在していたに過ぎない。その戦争自身は、そうした普遍的な〔宗教的な〕利害とは関わりが無かった。戦争を行なう列強の私利のみが意味をもった。

それ以来、ポーランドに於けるプロイセンの勢力は増大した⁷⁶⁾。ドイツの〔帝国〕等族の数は、再び、三つ減少した。即ち、バイエルン、アンスバッハ、バイロイト⁷⁷⁾。この点では、フランスとの戦争の諸結果は、まだ完全な展開には達していない⁷⁸⁾。斯くして、第一に、宗教〔が分裂し〕教養形成が進展したこと、第二に、ドイツ人が外的〔法的〕な国家紐帯（ein äusseres Band）よりは内的な性格（der innere Charakter）によって統合されていること、第三に、個々の等族が国家原理（Staatsprincip）に妨げられることのない優越した権力をもつこと、これらのことが、ドイツ国家に如何なる国家権力も許されなくなるという〔事態を招く〕ことで、ドイツ国家を解体してしまった⁷⁹⁾。〔ドイツ国家の〕古い諸形式は残った。しかし、時代は変化した。そして、時代の中で、習俗、宗教、富、あらゆる政治的並びに市民的諸身分〔相互〕の関係、そして、世界並びにドイツの状態全体が、変化した。〔しかし、〕彼の〔古い〕諸形式は此の〔変化した〕現実の状態を言い表してはいない。両者〔古い形式と現実の状態〕は相互に矛盾しており、両者相互間には如何なる真理性〔一致〕もない。

ドイツは、ヨーロッパの国家の殆ど全てと同時に、同一の状態から出発した。フランス、スペイン、イングランド、デンマーク、スウェーデン、オランダ、ハンガリーは、〔それぞれが〕ひとつの国家として栄えるに至り、そして、ひとつの国家であることを維持してきた。然るに、ポーランドは滅亡し⁸⁰⁾、イタリアは四散し、そして、ドイツは多数の独立国家へ分解している。彼の〔ヨーロッパの〕諸国家の大部分は、ゲルマンの諸民族によって創建されたのであり、ゲルマン諸民族の精神から、それら諸国家の国制は発展してきた。元々ゲルマンの諸民族の中では各々の自由な男子が、自分の腕力を恃にして、また、自分の意志によって、国民（Nation）の行事に参加していた。君主（Fürsten）は——戦争や講和そして〔国民〕全体の仕事がそうであるのと同様——民衆（Volk）によって選ばれていた。望む者は誰であれ、協議に自ら参加していた。望まない者は誰であれ、自由意志に基づいて参加を取り止め、残りの者たちの〔自分と〕同じ利害に自分を委ねていた⁸¹⁾。〔その後、〕習俗や生活様式が変化したことで各々はより一層自分の必要事、自分の私利の問題に従事するようになっていった。自由な人間の中でも数的に不均衡に最大の部分、即ち本来の市民身分（Bürgerstand）は、自分の必要事や取得だけに目を向けざるを得なくなっていた。諸国家は巨大化し、外的〔法的〕諸関係は複雑化し、そうした諸関係にのみ従事せざるを得ない者たちは独自の身分を成していった。即ち、国家の為の勤勉と労働によって自分の身分の中で自分を維持していかざるを得ない自由な人間、貴族（Adel）に対する必要性の量も増加していった。斯くて、国民的諸問題（Nationalangelegenheiten）は、一人一人の個人にとって益々に疎遠なものとなっていった。それに連れて、国民的諸問題への配慮も、益々に狭まって、一つの中心点へと集まっていった。この中心点は、君主（Monarch）と等族〔諸身分〕（Stände）⁸²⁾から成り立っていた。等族とは即ち国民（Nation）の一部であり、その一方の貴族

(Adel) と聖職者 (Geistlichkeit) は、単独に、個人として〔議会〕意見を述べるのに対し、もう一方の第三身分 (dritter Stand) は、残りの民衆 (Volk) の〔議会での〕代表者 (Representant) である。君主は国民的諸問題に配慮する。それらが他の国家との外的関係に関係する場合には特にそうである。君主は国家権力の中心点であり、法的に従って強制を必要とする事は全てそこから出てくる。従って、法的権力は君主の手の中にあることになる。等族は立法に参加し、そして、〔強制のための〕手段を提供し、権力はそれを受け取る⁸³⁾。こうした代表制度〔代議制度〕(System der Representation) は、近頃のヨーロッパの諸国家すべての制度である。この制度は、ゲルマニアの森の中にあった訳ではないが、しかし、そこから出て来たのであり⁸⁴⁾、世界史 (Weltgeschichte) に於いて時代を画すものである。世界に於ける教養形成の連関は、人類を、オリエンタ的な専制体制 (Despotismus) と世界に対する共和制 (Republik) の支配の後に、後者の墮落を経て両者の中間⁸⁵⁾ へと導いた。そして、ドイツ人は、世界精神 (Weltgeist) のこの第三の普遍的形態 (universale Gestalt) が生まれ出て来た民族なのである。この代議制度はゲルマニアの森の中にあったものではない。と云うのも、如何なる国民も、世界〔史〕の普遍的連関の中へ入り込むのに先立って、文化 (Kultur) に於ける自分独自の諸段階を〔既に〕独立に遍歴し終えているのでなければならないからである。蓋し、当該国民を支配の普遍性 (Universalität der Herrschaft) へと高めるような原理は、その国民だけのものである原理が、世界の中で〔確固たる支配原理をもたない故に〕不安定な者たちへ適用される時に、初めて成り立つものなのである。それ故に、ゲルマン諸民族の自由は、彼等が他の世界へ殺到しそれを征服するに至った時に、必然的に〔より普遍的な支配原理たる〕レーン制 (Lehenssystem) となった。〔確かに、〕レーン保持者は、自分達の間で、お互いの関係に於いても全体への関係に於いても、元のまま、自由人であり続けた。しかし、レーン保持者は、〔自分に〕臣従する者を得たが、そのことによって同時に、彼等が義務的ではなく自由に自分達の先頭に立てた者、或は、彼等が服従するに至った者に対する義務的關係の中に入ることもなった。互いに矛盾する属性、即ち、自由人であるという属性と封臣であるという属性とは、レーンが領邦君主 (Fürst) という〔私的〕個人のレーンではなく帝国 (Reich) のレーンであるということの中で、統合される⁸⁶⁾。個人と国民 (Volk) 全体との連関は、今や、義務という形式を獲得している。また、個人〔領邦君主〕によるレーンや権力の所持は、領邦君主の恣意に依存しておらず、法に従っていて〔正当に〕所有されており従って世襲される。〔それに対して、〕専制体制下の国々に於いてはホスポダールの称号が一種の世襲性をもち得るが、この世襲性自身が恣意の事柄である⁸⁷⁾。或は、チュニス他の場合のように、そうした世襲的権力が、独特の在り方をしていて比較的の高い独立性をもつ国家と結びついている場合は⁸⁸⁾、その国家は、進貢 (上納) の義務を負うとしても、〔ドイツ帝国の〕レーン保持者のように〔帝国議会での〕共同討議に参加する訳ではない。この〔帝国議会での〕討議の中では封臣の個人としての性格と代表としての性格とが混合している。後者の性格にあつては、その封臣は自分の領邦を体现 (vorstellen) している。彼は、その領邦たる人間であり、その領邦の利害の頂点に立つ人間である。彼は、人格がその領邦と一つである。その他、封臣に

属する人々が、多くの〔領邦〕国家の中で、〔領邦君主の〕臣下であるだけでなく、〔都市の〕市民（Bürger）となった。或は、男爵⁸⁹⁾とならなかった個々の自由人が統合されて市民〔身分〕（Bürgerschaften）を作り上げ、そして、この市民身分（Bürgerstand）が更に自分達の代表をもつに至った⁹⁰⁾。ドイツでは、市民身分の中で、自分達だけで普遍的国家〔帝国〕に代表を持っている部分⁹¹⁾は、同時に〔領邦君主の〕臣下であるという訳ではない。また、臣下は、普遍的国家に別個の代表をもっている訳ではないが、しかし、領邦君主を通して代表をもっており、また、彼等が構成している特殊的国家〔領邦〕の範囲の内部でも、彼等の領邦君主への関係の中で〔領邦議会を通して〕代表をもっている。イングランドでは、〔以前の様に〕大土地所有権をもつ貴族は高位の者も低位の者も同時に、国民の一部の代表者であるという性格を一定程度もつなどということ、最早ないが、しかし、だからと云って、国家の中で貴族のもつ意義が完全に個人的なものになってしまったというのではない。国民議会（Rath des Volkes）〔貴族院〕の中で議席と発言権をもつ貴族（Lord）⁹²⁾は、長子単独相続制度（Primogenitur）の故に、彼の大家族の代表者である。長子以外の場合では、チャタム伯爵〔大ピット〕の次男が大蔵大臣となった。即ち（小）ピット氏である⁹³⁾。長子でない貴族は、市民身分に属する者なら誰でも蒙る経歴上の一般的制限に、一個人として遭遇することになる。そして、彼には、公爵の息子にとってすらそうであるように、そうした制限の中から最高の榮譽を与えられる地位にまで昇り詰める途が、才能と性格と教養によって開かれるのである。その点はオーストリアの君主政に於いても同様である。即ち、立派な服装をした人間なら誰であれ、社交上の儀礼を踏まえていれば、「……殿」と挨拶され、そのような者には、軍事的及び政治的に最高位の官職へ至る途が開かれる。そして、最高位の官職に到達した者は、貴族身分にまで引き上げられる〔爵位を与えられる〕が、イングランドの場合とは異なり⁹⁴⁾、貴族身分と同等であるとされても、〔貴族院で〕代表〔となること〕を含むような関係の外側に置かれる。フランスの不幸は、只管、レーン制の完全な変質とその真実の性格の喪失との中のみ求められなければならない。全国三部会（Generalstaaten）⁹⁵⁾の開催が中止されたことにより、最早、高位の貴族も低位の貴族も、政治的な⁹⁶⁾組織の中で彼等が力を発揮する主舞台となる、代表であるという性格を帯びて現れることが、なくなった。反対に、彼等の個人性が、最高度にまで、そして、腹立たしい程にまで強化された。〔所で、〕貴族は、裕福の故に、若い時から生業の苦痛や貧窮の苦勞に浸されることもなく免れてきており、そうしたことによって、また、親譲りのゆとりある、瑣事に拘泥しない〔生活〕によっても、貴族には自由な心性が保持されている。そして、それ故に、貴族は〔市民身分〕以上に戦争の勇氣をもち得る。この勇氣が、あらゆる占有物、あらゆる手放せなくなった所有物、〔行動を〕制限するあらゆる習慣を、断念させる。それ故、貴族は、あらゆる事の全体に順応し、〔どこまでも〕持ち堪える⁹⁷⁾。— 更に、貴族は〔市民身分〕以上に国家の能事を自由豁達（liberal）に処理し得るのであり、その点では一定の自由をもち得る。即ち、この自由が、〔貴族を、〕諸々の規則から独立させるし、〔市民身分〕以上に自分自身〔の判断〕を信頼して境遇・情勢・必要に〔対応することを〕可能にするし、些少とは云え行政の機械的な仕組みに〔市民身分〕以上に自由に生命を

吹き込むことを可能にする。—斯くて、貴族は、一個人として、あらゆる国家に於いて卓越した存在である⁹⁸⁾。そうであるなら、貴族は、正に一個人として〔卓越した存在で〕あるから、〔市民身分〕以上に自由でなければならない、換言すれば、競争の可能性の中に身を置くのでなければならない。何故なら、我々の〔属している〕諸国家の組織は、元々、多くの仕事を生み名状し難い労働を課す人工的なものであるから、市民〔身分〕に苛酷な勤勉と、獲得に労苦を伴う技能や知識とを要求するものでもあり、従って、この〔市民〕身分が嘗て台頭してきた時や、最近になって重要性を増してきている時にこそ⁹⁹⁾、〔市民身分の〕性格を超える知識や技能に対して途が開かれているのでなければならないからである。自然が、そして、〔自然に従って〕諸々の現代国家の大部分が、〔貴族身分と市民身分の〕区別を小さくしつつある。例えば、プロイセンは市民の職務に於いて部分的に、それに対して、イングランド、オーストリアそしてその他の諸国家は軍事的な点で。こうした側面は、フランスに於いては最高度にまで極端化されている。即ち、司法上の地位も軍人としての経歴も彼等〔貴族〕に対しては閉ざされている¹⁰⁰⁾。そして、純粹に個人的なものが〔国家の〕原理とされている。

代議制度 (Representation) は、自己形成を続けるレーン制度 (Lehensverfassung) の本質の中に、市民身分 (Bürgerstand) の成立と一緒に、深く織り込まれている。それ故、代議制度が最近の時代の発明であると看做されるとすれば、それは、極めて馬鹿げた妄想と呼ばれるべきである。あらゆる現代国家は、代議制度によって成り立っている。代議制度の変質、換言すれば、代議制度の真実なる本質の喪失のみが、フランスの国制を破壊した。然し、国家としてのフランスまでも破壊したのではない。

注

- 1) テキストには単なる Herr とあるが、Graf との対応から、Freiherr を指示すると解釈する。
- 2) 1800 年頃から使用頻度が急に高まる単語である。この点については、以下の情報を参照。Das Wortauskunftssystem zur deutschen Sprache in Geschichte und Gegenwart. 意味については、テキストが中世末期から近世初頭の出来事に言及していることからして、更に、当時ラテン語 industria の意味での用法が残存したとの Grimm の辞書の報告からして、「勤勉」の意味であると理解する。続くテキストからも推測される様に、特に都市市民の職業身分の分化に基づく勤勉を指すと考えられる。
- 3) 15 世紀頃には Handel と一対を成して広い意味での営業活動を指していた語彙であるが、茲では、帝国都市に於ける職業分化の中での商業との区別に基づいて理解されるべきものと考えられる。亦、工場制機械工業の発達は James Watt による蒸気機関の改良以後であり、文脈から 16 世紀前後のドイツを想定していると推測されるから、マニュファクチュア以前の問屋制家内工業段階の手工業を指すと考えられる。
- 4) 宗教改革の根本に「ドイツ人の根源的性格」の働きを見出している。ドイツ国制史の中に宗教改革を位置付けることを可能にする重要な論点である。
- 5) ドイツに多数の独立した諸国家が成立したこと、即ちドイツの政治的分裂を促進したものは、(宗教改革に於いて) 宗教と良心を介して市民精神に作用した「ドイツ的性格」であった、と

- いう見解が示されている。茲では、①ドイツ的性格、②市民精神（都市の発達）、③宗教改革、④政治的分裂、これら四要素の歴史的連関が明らかにされている。ヘーゲルのドイツ史理解を知る上で非常に重要な箇所である。
- 6) 茲で既に、所謂「理性の狡知」の枠組みを構成する要素（理性、狡知、道具）が全て登場している点に注目する必要がある。
 - 7) ドイツの没国家性の最大の根拠は、宗教分裂がドイツの国制の中に持ち込まれた点にある、と言われている。ドイツの性格との関係の理解に曖昧さを残している。
 - 8) 1555年9月25日に締結されたアウグスブルク宗教和議を指す。
 - 9) アウグスブルク宗教和議に基づく、プロテスタント領邦に於ける領邦教会制、即ち、領邦君主が領邦内の教会の首長となる体制を指す。これは、教会がローマ教皇の支配を離れ領邦国家に従属することを意味する。この従属性を根拠として、テキストで謂う不寛容が成立する。
 - 10) 特に日本語の「カトリック」「プロテスタント」という語彙の指示する対象が必ずしも明確ではないので、訳出に基準を設ける。即ち、原則的に「カトリック」「プロテスタント」は、教派に属する信者乃至その集団を指示するものと理解し、「カトリック教会」「プロテスタント教会」は、夫々の教派の信者の拠る教会を指示するものと理解する。
 - 11) テキストが „Weil . . . , so . . . , weil . . . “ と云う歪な構造であると同時に、次の文章との接続も明確ではない。内容的には、二番目の weil 文章が、一番目の weil 文章中の「不自然である」文章に対する理由を示す筈のものであった可能性もある。
 - 12) 文法的には不完全な文章。意味を勘案して主語を補う。尚、茲に登場する Protestantismus は、文脈から、Glaubenslehre よりは Kirchengemeinschaft を指すと理解される。
 - 13) レッシングの敵対者であったルター派神学者 Johann Melchior Goeze (1717-1786) を指す。
 - 14) 「アウグスブルク帝国・宗教平和令 (der Augusburger Reichs- und Religionsfriede)」(1555) によって領邦教会制 (cuius regio, eius religio.) が確立された事を指す。
 - 15) 宗教寛容政策を指す。
 - 16) 1635年に神聖ローマ帝国皇帝フェルディナント二世がプロテスタント諸侯のハイルブロン同盟と結んだ講和条約。
 - 17) アウグスブルク宗教和議で認められた権利＝法の再確認としての意味をもつ。前註9を参照。
 - 18) 国家と宗教を分離できなかったことが、ドイツの政治的分裂を招来した最大の原因である、という趣旨。
 - 19) アウグスブルク宗教和議の領邦教会制は、帝国乃至皇帝からのプロテスタント領邦乃至領邦君主の政治的独立性を正当化することを目的としていた、という趣旨。
 - 20) テキストでは助動詞 muß が単数形であるから主語 sie は、Verbindug を指示すると理解せざるを得ないが、助動詞が複数形 müssen の誤記であるとすれば、sie は Menschen を指示することになり、sich verbinden 構文について「人間は戦争遂行等の外的な事柄を巡って互いに結合しているのでなければならなくなる」とより自然な文脈を構成し得る。
 - 21) daß の前に damit を補って解釈する。
 - 22) 修正・補足の過程で文章が少し乱れたと思われる。auf welche Seite は auf welcher Seite とすべきであるように思われる。
 - 23) Wolfgang Wilhelm von Pfalz-Neuburg (1578-1653) 尚、カトリック改宗は1618年のこと。
 - 24) 【ヘーゲル自身による欄外書き込み】「両者の間のヴェストファーレンでの講和」
 - 25) ザクセン選帝侯 Friedrich August I (在位1694-1733年) は、1696年にカトリックに改宗し1697年にポーランド・リトアニア共和国の国王に選出された。
 - 26) ヘッセン＝カッセル方伯 Friedrich II は、1749年にカトリックに改宗したが、方伯領の宗教はプロテスタント（カルヴァン派）に属するとされた。
- 1733年にヴェルテンベルク本家の男系が絶え、既にカトリック信者であった Karl Alexander

- がヴェルテンベルク公爵位を継承したが、ヴェルテンベルク公領の宗教はプロテスタントに属するとされた。
- 27) テキストでは „sichtbarer, und umso leichter, wenn“ であるが、内容的に, „umso sichtbarer und leichter, wenn“ の意味であると解釈する。
- 28) 1685年の出来事。
- 29) 特に宗教分裂によってドイツの内的統合原理が失われた結果として、法的な外的統合原理の必要性が生じた、と言われている。Pütterの帝国理解を歴史的に相対化しようとする試みと理解し得るであろう。ヘーゲルのドイツ国制史の全体像を理解する上で重要な位置を占める箇所である。
- 30) 代議制度理論を指す。次に登場する「現代様式」の理論的基礎と位置付けられている。
- 31) 二つの重要な事が指摘されている。①レーン制には、代議制度に基づいて組織された現代国家へ移行する可能性があった。ドイツでその移行を妨げたものは、領邦君主の肥大化である。②近年に顛覆を経験しなかった現代国家は、代議制度に基づいて組織された。ドイツは、代議制度に基づいて組織されなかったが故に、顛覆を経験することになった。
- 32) ポーランドに於ける「国家に対抗する堅固な団体」として想定されているのはドイツ騎士団であろう。但し、ドイツ騎士団は「弱小封臣の群」ではない。
- 33) 1719年の出来事。その詳細については、金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集 上』岩波書店、1967年、216頁以下で、Pütterに基づいて解説が施されている。
- 34) *titio in partes* が法的に定められたのも、領邦の同盟締結権が法的に定められたのも、1648年のヴェストファーレン条約の中でのこと。「斯様な権利や事情は全て後世のものである」とはレーン制の時代との比較に於て言われていると理解できるであろう。
- 35) 部分を全体から切り離して絶対化することを指す。後の「抽象的」と同義である。
- 36) *Reichsapfel*。「帝国宝珠」と訳される。上に十字架の付いた球体。世界に対するキリストの支配権の象徴。転じて神聖ローマ帝国皇帝の帝権の象徴。
- 37) 恐らくは *Krönungsmantel* を指す。
- 38) 金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集 上』岩波書店、1967年、222頁の注でも言われている様に、Georg Wilhelm（在位1619-1640）時代の兵士の数である。その子 Friedrich Wilhelm（在位1640-1688）時代に税制が整備されて常備軍が設置されるに至り、その数は3万に達した。ここでの「常備正規兵」という表現は正確性を欠くであろう。Vgl. Johann Stephan Pütter, *Historische Entwicklung der heutigen Staatsverfassung des Teutschen Reichs*, 2. Theil, 1788, S.280.
- 39) 主なものとしてボヘミアやハンガリー他を指すものと思われる。
- 40) この箇所に混乱が含まれているであろうことは、上掲金子訳222頁以下の注で指摘されている通りである。然し、その混乱の理解には、幾つかの可能性はある。茲では、ハプスブルク家と外国の家門の私法的統合の関係のみが問題で統合時期は問題とされていないという視点からの解釈を提示する。即ち、前半部分は、ポーランド継承戦争にではなく、スペイン継承戦争に関わって、ナポリがスペイン・ブルボン家支配を離れてオーストリア・ハプスブルク家支配下に入った事態と解釈できるであろう。但し、*von Spanien* が解釈可能になるが、*und Sicilien* が解釈不可能になる。後半部分は、ポーランド継承戦争の結果、トスカーナがメディチ家支配からロートリンゲン＝ハプスブルク家支配に移行した事態と解釈できるであろう。斯くて残る問題は、*Neapel und Sicilien ist* 部分の解釈如何となる。訳者は、この部分に、スペイン継承戦争とポーランド継承戦争との混乱が反映していると考え。そして、正しくは *Neapel* のみが主語であるべきであったと考える。
- 41) ヘーゲルの念頭にあったのは、特に Hippolitus à Lapide と Hermann Conring の著作である。但し、Dietrich Reinkingk や Johannes Limnäus 等も念頭にあった可能性がある。

- 42) 多数の小領邦への分割が皇帝権力の維持に必要であると見る視点から、ヴェストファーレン講和条約を批判的に評価した議論。ヘーゲルの帝国論を理解する上で重要な意味をもつ。
- 43) 1629年に神聖ローマ帝国皇帝フェルディナント二世とデンマーク王クリスティアン四世の間で締結されたリューベック講和条約によって、デンマークは帝国の問題に介入しない事が約定された。
- 44) 特に、所謂ベーメン・プファルツ戦争後、皇帝フェルディナント二世が、金印勅書の規定に反して、プファルツ侯から選帝侯位を奪い、同じヴィッテルスバッハ家のバイエルン公マクシミリアン一世に与えた事を指す。
- 45) 1629年に皇帝フェルディナント二世が発した復旧勅令 (Restitutionsedikt) に対するルター派帝国等族の反感を指す。
- 46) この評価の基礎にあるのは、Pütterによる評価である。Vgl. Pütter, op. cit., S.38 : „Doch eben dieser Gustav Adolf war es, der allein noch zur Rettung der Deutschen Freyheit und der evangelischen Religion bestimmt zu seyn schien.“ 二つの自由の意味する所も、茲から明らかである。
- 47) 1631年1月にフランスとの間で締結されたヴェルヴァルデ条約を指す。この中でスウェーデンは神聖ローマ帝国に於けるカトリック信仰を保障していた。
- 48) 1630年から翌31年まで続いたマクデブルクの戦いでの虐殺と略奪の後でプロテスタント諸領邦とスウェーデンとの間で締結された諸条約を指す。
- 49) 文法的には不自然であるが内容的に „an deren Spitze“ の deren の先行詞を Verträge ではなく Fürsten と解釈する。
- 50) フェルディナント二世がプファルツ侯から奪いマクシミリアン一世に与えたオーバプファルツその他の領地を指す。これらは (バイエルンと共に) 元々バイエルン公国のヴィッテルスバッハ家の領土が分割相続されたものである。
- 51) 名宰相オクセンシュエルナ (Axel Gustafsson Oxenstierna, 1585-1654) を指す。
- 52) ヴェストファーレン講和条約を構成する一方のオスナブリュック講和条約では、神聖ローマ帝国皇帝とスウェーデン女王とが条約当事者であった。
- 53) スウェーデンは、フォアポンメルン公位以下を獲得したことで、帝国等族として帝国議会に席を得た。詳細は、明石欽司『ウェストファリア条約 その実像と神話』慶應義塾大学出版会、2009年、101頁以下を参照。
- 54) プロイセン公国は、1701年にプロイセン王国となった。
- 55) オスナブリュック講和条約で、プロイセンはヒンターポンメルンを領地として獲得した。但し、茲でのヘーゲルの理解は精確でない。領地を獲得したのは、ブランデンブルク選帝侯であり、プロイセンは、ブランデンブルク選帝侯との同君連合として、領地を獲得した。Vgl. A. Buschmann (Hrsg.), Kaiser und Reich, DTV., 1984, S.348ff.
- 56) 精確には、ホーエンツォレルン家でなければならない。
- 57) 曖昧な表現。「ブランデンブルク家」乃至ホーエンツォレルン家は、上述の如く、1618年に同君連合を形成し、プロイセン公爵領の君主ともなった。このプロイセン公爵領に、1648年のヴェストファーレン講和会議の結果、ヒンターポンメルン他が帰属することになった。換言すれば、ブランデンブルク辺境伯領の領主でもあり選帝侯でもある同家は、プロイセン公爵領の領主として、ヒンターポンメルン他の領主ともなった。猶、茲での itzt を上掲金子訳 132 頁の訳文の様に「現在」と解釈することは、歴史的事実と一致しない。また、nicht との位置関係からして、wie 以下を「……の家とは違って」と解釈することは、困難であると考えられる。
- 58) 皇帝権力の維持という論点から、帝国が多数の小領邦へ分割されることを積極的に評価する議論。ヘーゲルの帝国論 (更には国家論) を理解する上で重要な意味をもつ。
- 59) 1700年2月から1721年9月までスウェーデンの覇権を巡って行われた戦争。その結果、スウェーデンが覇権を喪失し、ロシア帝国が成立した。

- 60) 1718年11月30日。
- 61) 先ず1719年から1720年にかけて、ハノーファー、プロイセン、デンマーク他との間でストックホルム条約が締結された。次に1720年には、デンマークとの間でフレデリクスボー条約が締結され、更に翌1721年には、ロシアとの間でニスタット条約が締結された。
- 62) プロイセン王国を指す。当時フリードリヒ・ヴィルヘルム一世の治下、軍事強国化の途上にあった。強大なプロイセン王国を築いたフリードリヒ二世が即位するのは1740年のこと。
- 63) 原文は複数形。ストックホルム条約でスウェーデンから領土を得たハノーファー選帝侯とプロイセン（ブランデンブルク選帝侯）とを指示するものと思われる。
- 64) ハノーファー（ブラウンシュヴァイク＝リュネブルク）選帝侯ゲオルク・ルートヴィヒが、母親の血筋の関係で1714年にグレートブリテン王国国王ジョージ一世として即位した。猶、同君連合自体は1837年まで続いた。
- 65) イングランドには単一の憲法典が存在しない。その意味で、Verfassungに「憲法」の訳語を当てない。日本では一般に憲法の用語の下で専ら憲法典のみが理解されるからである。
- 66) 上掲金子訳133頁の解釈は、テキストからは構成が困難である。
- 67) ハノーファー家は、ヴェルフ家即ちブラウンシュヴァイク＝リュネブルク家の一支流。
- 68) 七年戦争は1756（1754）年から1763年まで全世界を舞台に欧州列強間で行われた戦争。その結果、イギリスとプロイセンが台頭した。テキストで言及されている「計画」は、強力な海軍力を持たないフランスの、七年戦争に於ける基本戦略。ハノーファーの「荒廃」とは、1757年にフランス軍が、カンパーランド公ウィリアム・オーガスタス指揮のハノーファー監視軍を打ち破ってハノーファーを占領したことを指す。
- 69) 「同じ戦争」を七年戦争と解釈すると歴史的事実と合致しない。1763年のフーベルトゥースブルク講和条約によって、プロイセンのシュレージエン領有が公式に決定されたからである。金子訳は、Mollatの解釈に従って、オーストリア継承戦争と見ている。続く文章と整合的な解釈である。猶、先行段落と同様に、段落間の接続に歴史的な飛躍が認められる。
- 70) プロイセンに対する宣戦布告は1757年1月17日に決議された。その詳細は、以下を参照。Karl Otmar Frhr. Von Aretin, *Das alte Reich : 1648-1806*, Bd. 3., 1997, S.87ff. bes. 93ff.
- 71) フーベルトゥースブルク講和条約はドイツ帝国とプロイセンの間で締結された講和条約ではない。正式には以下の通り。„DEFINITIV=Friedens=TRACTAT, welcher zwischen Ihrer Kayserl. auch zu Hungarn, und Böhheim Königl. Apostolischen Majestät c. c. und Seiner Majestät dem König in Preussen c. c. zu Hubertsburg den 15. Febr. 1763 geschlossen worden: . . .“
- 72) Peter H. Wilson, *German armies War and German politics, 1648-1806*, 1998, p. 264ff.
- 73) 皇帝フランツ一世の皇后マリア・テレジア Maria Theresia (1717-1780) を指す。彼女は、オーストリア大公、ハンガリー女王、ボヘミア女王でもあった。
- 74) 所謂「再カトリック化」政策を指すと思われる。カトリックに改宗しない非カトリックには強制的移住政策が採られた。当時の状況については、以下の文献に詳しい。Rudolf Leeb et. al. (Hrsg.), *Geheimprotestantismus und evangelische Kirche in der Habsburgermonarchie und im Erzstift Salzburg (17./18. Jahrhundert)*, 2009.
- 75) レオポルド・ヨーゼフ・フォン・ダウン Leopold Joseph von Daun (1705-1766) を指す。彼はその功績により1757年に教皇ベネディクト十四世から聖別された帽子と軍刀を贈られた。
- 76) 1772年、1793年、1795年と三次に互るポーランド分割を指す。
- 77) 1778年7月から1779年5月にかけて行われたバイエルン継承戦争を終結させたテッシェン講和条約の内容を指す。そこで、①バイエルン選帝侯国はプファルツ選帝侯が継承すること、②プロイセンが将来アンスバッハ、バイロイト両辺境伯領を併合すること、が承認された。
- 78) 1801年夏までを草稿成立年代とすれば、茲での「戦争」は、第二次対仏同盟戦争を指すであろう。「この点」とは、帝国等族の数の謂いであろう。「まだ完全な展開に達していない」とは、

- 1801年2月9日にリュネヴィル講和条約が締結される以前の状況を指している可能性が高い。
- 79) ドイツ国家解体の原因を国家権力の不在に求め、国家権力不在の原因を如上の三点に求めた重要な箇所。
- 80) ポーランド王国及びリトアニア大公国が、第三次ポーランド分割で滅亡したのは、1795年10月24日のこと。『ドイツ国制論』執筆の5年程前であるに過ぎない。
- 81) 古代のゲルマン民族に関する茲での理解は、概ね、TacitusのGermaniaの記述に基づく。但し、Germaniaに見られない記述が最後部分に含まれている。然し、その典拠は未解明。
- 82) 等族とは、身分制議会への出席資格を有する者を指し、茲では、主として神聖ローマ帝国に於ける身分制議会即ち帝国議会(Reichstag)を同時に含意していると考えられるが、その含意から、各領邦に於ける領邦議会(Landtag)を必ずしも排除していないと考えられる。
- 83) die Mittelが複数形で、erhältが単数の変化形である限り、訳文のように解釈する他ない。金子訳の解釈(「権力を維持する手段」)は、erhaltenと修正する限りでのみ可能となる。
- 84) ゲルマニアの森の中に存在したのはゲルマン的自由である。このゲルマン的自由が世界史的普遍性をもつ支配原理たる代議制度へと高まるためには、それが、レーン制度となる所謂教養形成の過程を経なければならない、とヘーゲルは見ている。続くテキストを参照。
- 85) 専制体制と共和制の中間の意味であろう。専制体制・共和制・代議制に対応するオリエント・ローマ・ゲルマンという漠然たる世界史の区分が窺える。
- 86) 茲には、自由人の自由は、領邦君主の私的支配とは両立しないが、帝国の公的支配とは両立する、即ち、帝国に於いて自由と支配〔服従〕とは両立する、という理解が示されている。
- 87) 茲で想定されているのは、オスマントルコの属国ワラキア公国やモルダヴィア公国の17世紀から18世紀頃の自治的支配である。ホスポダルは、オスマントルコの任命した統治者であるが、売官の対象となった。
- 88) 16世紀末以来、特に17世紀初頭のムラード朝成立以来、チュニジアは形式的にはオスマン帝国の属領として貢納を支払ってはいたが、実質的には独立しており、トルコ系のベイの世襲的支配の下にあった。
- 89) 〔騎士を除けば〕最下位の爵位であることから、第一身分(聖職者)や第二身分(貴族)と第三身分(都市市民と農民)とを区分する境界の意味で用いられている、と推測される。
- 90) 金子訳註226頁の解釈の如く Reichsstädtekollegiumを理解し得るかは文脈的に疑わしい。
- 91) 帝国等族資格を有するに至った一群の帝国都市を指す。帝国議会では Reichsstädtekollegiumを構成し、1648年以来二票の共同決議権を与えられた。その二票は、Schwäbische BankとRheinische Bankとに配当された。
- 92) 貴族院 House of Lords という名称を踏まえた表現。
- 93) 七年戦争を実質的に指導した初代チャタム伯爵ウィリアム・ピット(大ピット)の次男が、このウィリアム・ピット(小ピット)であり、対仏同盟戦争やナポレオン戦争を指導した。猶、彼は、1801年3月14日まで、大蔵大臣 Chancellor of the Exchequer の地位にあった。この事実から、この草稿が1801年春以前に成立したことが推測される。
- 94) 例えば大ピットは、庶民院議員として議会入りし要職を経て首相になると共に貴族院に転じた。それに対して小ピットは、首相となったが終生庶民院議員のままであった。
- 95) États généraux の直訳。精確には Generalstände と訳されるべきである。1789年が最後。
- 96) 【欄外にヘーゲル自身による書き込み】「同様に、第三身分ですら最早自分達の代表〔権〕を行使し得なくなった。即ち、新しい全国三部会〔国民議会 Assemblée nationale〕では、硬直した古い形式からより適切な形式への漸進的な移行が為されなかった。」革命勃発の過程。
- 97) テキストが不完全であり、別のテキスト編集乃至解釈が可能であろう。
- 98) „einen Vorzug findet“ は、„einen Vorzug hat“ の意味と解釈する。猶、当該箇所に於いて示された、貴族を(君主政)国家にとって枢要な存在として位置付ける思想は、モンテスキューの

強い影響の下で成立したものと推測される。ヘーゲルを含むドイツ思想界に対する斯様な影響の内実を理解する上で、下記の論文の洞察は決定的に重要である。Rudolf Vierhaus, Montesquieu in Deutschland. Zur Geschichte seiner Wirkung als politischer Schriftsteller im 18. Jahrhundert. In: Collegium Philosophicum. Studien. Joachim Ritter zum 60. Geburtstag, Basel/Stuttgart 1965, S.403-437.

- 99) 次に挿入された „und“ を削除する。編集註解からヘーゲル自身の動揺乃至混乱も窺える。
- 100) テキストは „ist ihnen verschlossen“ である。verschlossen が正しい編集であるとする、ihnen は、貴族を指示するものでしかあり得ない。即ち、「貴族に対して閉じられている」となる。然し、verschlossen が erschlossen の誤記乃至誤読であるとする、ihnen は、市民を指示するとなる。即ち、「市民に対して開かれている」となる。金子訳は、この解釈を採用している。

